

議事日程(第3号)

平成22年8月30日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第42号 高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正について
日程第2 発議第6号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第3 発議第7号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第42号 高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正について
日程第2 発議第6号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第3 発議第7号 議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
-

出席議員(16名)

1番 緒方 直樹君	2番 黒木 正建君
3番 池田 堯君	5番 水町 茂君
6番 大庭 隆昭君	7番 柏木 忠典君
8番 矢野 友子君	10番 岩崎 信也君
11番 八代 輝幸君	12番 徳久 信義君
13番 中村 未子君	14番 春成 勇君
15番 永谷 政幸君	16番 時任 伸一君
17番 山本 隆俊君	18番 後藤 隆夫君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君 事務局補佐 野中 康弘君
議事調査係長 山下 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	小澤 浩一君	副町長	……………	川野 文明君
教育長	……………	萱嶋 稔君	代表監査委員	……………	黒木 輝幸君
総務課長	……………	間 省二君	政策推進課長	……………	森 弘道君
建設管理課長	……………	芥田 秀則君	農業委員会事務局長	…	松木 成己君
産業振興課長	……………	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	…	原田 博樹君
町民生活課長	……………	三浦 敏君	健康福祉課長	……………	井上 敏郎君
税務課長	……………	田中 義基君	上下水道課長	……………	森 俊彦君
教育総務課長	……………	黒水日出夫君	社会教育課長	……………	三嶋 俊宏君

午前10時00分開議

○議長（後藤 隆夫） おはようございます。本日も大変傍聴席には町民の方々、来ていただいております。本当にありがとうございます。議会のほうも慎重に審議をいたしますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

それでは、只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○議会運営委員会委員長（中村 末子君） 委員長、13番、中村末子。おはようございます。議員から議員提案2件が提出されたため、27日1時30分より第3会議室において議会運営委員会を開きましたので御報告いたします。

議員提案は、それぞれ議会議員の定数に関する問題です。提出順に提案、質疑、採決することに委員全員の一致を見ましたので御報告いたします。

日程第1. 議案第42号

○議長（後藤 隆夫） 日程第1、議案第42号高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本件は条例審査特別委員会に付託されておりましたので、特別委員長の議案審査結果報告を求めます。委員長、山本隆俊議員。

○条例審査特別委員会委員長（山本 隆俊君） 17番。おはようございます。

特別委員会に審査を付託されました議案第42号高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正について、審査の経過及び結果について報告いたします。

審査の日程は、8月27日の1日間であります。第3会議室におきまして議長を除く特別委員会委員全員で審査を行いました。この議案につきましては、先に行われました議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会の18回の特別委員会開催の中で十分議論され審議されたところであり、傍聴者席には10数名の傍聴者もあり、代表者に参考人として出席を求め、意見陳述書の内容等について質疑が行われたところでもあります。

質疑の主なものとしては、なぜ4名の削減なのか、住民サービスの低下や財政基盤の悪化をどのように見られているのか、類似団体等でのメリット、デメリットを把握された上での削減なのか等々の質疑がありました。

質疑を終了し、採決の結果、賛成少数で否決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（後藤 隆夫） 以上で特別委員長報告を終わります。質疑につきましては、全議員構成の特別委員会でありますので省略をいたします。

議案第42号高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正について、これから討論を行います。まず、原案に賛成者の発言を許します。6番、大庭隆昭議員。

○6番（大庭 隆昭君） 6番。議案第42号高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正について、賛成の立場で討論を申し上げます。

今回の条例改正は、直接請求制度に基づいたもので、その意義と役割は極めて重視すべき議案でございます。議会として、議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会の設置をし、その結果は特別委員長の報告にありましてとおりでございます。

ここで3月3日付提出のありました「高鍋町財政健全化に向けて（お願い）」についてであります。その内容に触れさせていただきたいと思っております。審査は3月8日から8月17日までの18回にわたるもので、議員の責務、職責、財政健全化、議員削減、議員等報酬削減など慎重に審査を行ってまいりました。結果として、各項目に積極的かつ建設的な発言や提案がございましたが、まことに残念であります。最終的に過半数を得ることができませんでした。その過程を経た後の案件が今回提案されたのでございます。私たち議員は、私が申し上げるまでもなく、住民全体の代表であり、奉仕者であると考えます。今日、地域社会は、激動する経済社会情勢の中で日々進展し、変革をしております。議員はこれに的確に対処しなければならないと思っております。議会が持つ使命は具体的な政策の最終決定と行財政運営の批判と監視を達成できるよう努力することが議員の責務であると信じており、議員定数は現状を維持することは適当であると考えておりました。しかし、これからの分権時代にふさわしい議員はみずからの責任を果たすため、議員の資質向上に努め、住民に信頼される議員を目指すことが何より重要と存じます。

私は先に申しましたが、議員数について現状を主張してまいりましたが、住民の趣旨を真摯に受け止め、将来のあるべき議員の姿勢を実現し、議員の活性化を願い、今回の直接請求に対し、総合的、代表者、町長の意見書やほかの市町、日南市、日向市、日之影町の議員削減の動き等をその要旨を含め、慎重に考慮し、判断いたしました結果、私は議案第42号に賛成することにいたしました。よろしく願いをいたします。（拍手）

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に反対者の発言を許します。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番。議案第42号高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

地方自治法74条に伴う住民直接請求によって提案されました。また、先ほども6番議

員が賛成討論で言われましたけれども、この問題は今年3月の連協長さんの議長申し入れから始まりました。18回もの特別委員会をして、何らの結論も出されなかったことでも明らかのように、複雑な問題でもありました。申し入れの内容は「高鍋町財政健全化に向けて（お願い）」要旨、高鍋町は行財政改革に取り組み、健全な財政団体に向けて町長ほか一丸となって歳入の確保、そして歳出の削減に努力されています。

高鍋町の財政は2009年11月20日の「広報たかなべ」によれば、歳入約71億1,700万円、うち町債7億1,800万円、実質歳入は6億3,990万円、平成20年度末地方債残高は72億7,600万円となっています。歳入の内容で町税22億569万円、31%、地方交付税18億2,973万円、25%と、両方で56%です。現在の経済状況の中で、これらの税収、地方交付税などの伸長は望まれないものと思います。

高鍋町議会は地方自治法により、法定上限数26名を、平成18年12月の選挙から適用され、議員定数20名を4名削減し、現在16名で高鍋町民の代表として年間約50日間前後議会等に出席され、町民の声を議論し、町政の方針を決定する議決機関として、日夜高鍋町政に努力されています。

現在、議員の報酬は全体4,192万8,000円。期末手当1,346万1,000円。議員1人当たり平均すると346万円となっています。歳入の1割7億円が毎年地方債として借入れを行うとすれば、数年先は第2の夕張市になりかねない現状ではないでしょうか。

今、高鍋町は経費削減に取り組んでいるさなか、執行機関の行政と両輪である議決機関の議会も、この健全な財政計画に協力願ひ、議員削減に向け努力いただきたくお願いいたしますという形で、問題の表題は「高鍋町財政健全化に向けて（お願い）」という立場でした。最後の1行に議員削減に向け努力をいただきたくお願いいたしますという一言がございました。

直接請求のための署名については、私はさまざまな人々にお伺いしました。「働かん議員が多いから減らすことを直接請求に」とのことで集められた方もいるようです。私はこの問題は、昨年より行っている第5次行財政改革の行政事務連絡員制度を廃止して、年間1,300万円の行政事務連絡員に報酬としてあります1,300万円をなくすことで町財政の健全化を一步ずつ進めようとの提案から始まったことだと推量いたします。

それまで議会ごとには傍聴者も少なく、議会に対しての関心度も低く、私自身は何とか関心を持っていただけるように、「議会だよりひまわり」を9,000世帯のうち5,000から6,000世帯配布してまいりました。議会のことがよくわかるようになったと言っただけ一方で、議員からは「なぜ出すのか」「町で出している議会だよりがあるから出さないとの約束がある」などと言われ続け、攻撃をされ続けました。それでもこの20年間で100号を超す配布ができました。これはとりもおさず、私を応援していただける町民の皆さん、本当にありがたいことだとここで感謝を申し上げたいと思いま

す。

しかし、私は20名の定数から16人に削減されたそのときを知っています。委員会も4つありました。それが3つになりました。その中でいろんな予算を審議していく中で、本当に私たちは慎重に審査を行い、そしてその中で執行部がもし間違っているところがあれば、修正なり、訂正なりを求め、そして議会のちゃんと意義を発揮してきたつもりです。

しかし、私は昨年度から行政事務連絡員廃止に伴い、行政事務連絡員さんが議会ごとの傍聴に来ていただけるようになりました。私は本当に嬉しいことだと思います。私が一般質問をした一番大きな理由は、昭和36年、38年から始まっております行政事務連絡員制度、このことは当時のことをよく御存じの議会職員、当時の一般職の方にお伺いしました。当時は議員数も少なく、議会制民主主義があまり制度的に徹底していなかった時代でもあり、本当に職員の給与も物納でされるような状況でありました。しかし、行政事務連絡員制度をつくり、行政のことを少しでも理解をしていただき、協力していただける住民、町民を構築することで、高鍋町をどうにかしていきたい、そういう思いでこの制度ができました。だから当時は文書配付もお願いし、しかし週刊でありました「お知らせかなべ」も今は隔週となっております。それも文書配付が大変だとの行政事務連絡員さんからの申し出でありました。

私はこのようにこの長年の歴史の中において変容していくこの状況を20年間見てまいりました。その中で、私は住民の皆さんにお願いをしたい。このようにたくさん傍聴に来ていただけるように、私たち議員も努力をしなければなりません。だからこそ、議会があるごとに、その前に一般質問を早く提出し、一般質問の期日を町民の皆さんにお知らせすることもできました。また、庁舎内に来ていただいた皆さんにはこの放送がしっかりと聞けるようにということで、放送設備もこの中、議場の中だけではなく、庁舎全体の中で聞いていただけるようなシステムの方向も決めてまいりました。私たちはテレビカメラもほしいということも要望してきたんです。そして、その議会のことを少しでも理解をしていただきたい、いうことを要望してまいりました。

私たちは20名から16名に削減するときにも大いなる議論をしてまいりました。日当制でもいいのではないかと、福島県矢祭町では日当制となりました。1日3万円。そうしたら住民の皆さんから議員は1日3万円も出すとね、そういうことを言われました。私は議員になって20年間、住民の皆さんに議員のあり方や議会のあり方、そして執行部の皆さんの仕事ぶりをしっかりと評価していく体制をとってこれなかったことを非常に反省しています。しかしその一方で、5,000枚から6,000枚配る「ひまわり」を読んでもいただけないまま、ゴミ箱に直送される住民の皆さんに対して涙したことも日々ございます。しかし、私はそういうことにもしっかりと粘り強く頑張ってくることに、それが議会議員の役割だと認識しております。

私は最初の読み上げました「高鍋町財政健全化に向けて（お願い）」という中で50日間というこの間違ったことは訂正していただきたいと思います。議会議員は議員になった時

点から24時間、365日の体制でしっかりと対応してきています。この役場が土曜、日曜に閉庁されていても、私たち議員には閉庁はございません。しっかりと住民の皆さんの願いや要求を受け止めながら、月曜日になるまで待っていただきたいと、そういう思いでしっかりと、時間が来るのがこんなに遅いのかと思うほど、月曜日の朝一番には執行部の皆さんにお願いを幾度したことでしょう。

そうやってしてきながら、住民の皆さんの願いや要求をしっかりと前進させるように、私は努力をしてみいました。そのことが評価されない、そういう思いでいっぱいでした。12人に削減されたらどうなるでしょうか。もっともっと議会の皆さん、議員の皆さんが、町民の皆さんから選んでいただいた民選の代表者としてもっともっと声を広く大きくしなければならぬ。私は住民の皆さんから議員を全部なくせばいい、そのかわり、行政事務連絡員をきちんとした評価をできるような報酬にしてあげたらいいんじゃないかとお話も聞きました。しかし皆さん、非常勤特別職であります行政事務連絡員制度、同じ非常勤であっても私たちは民選で選ばれた、住民の皆さんから選挙によって選ばれた議員です。だからこそ皆さんの願いをしっかりと背中にしょって、そしてこの議会で論議をし、そして私はこの高鍋町発展のために、町長も一緒だと思いますが、全力を尽くしてやってきたこと、そのことはほかの議員もみんな一緒だと思います。私はその思いを伝えたいと思います。

12名にしていったら高鍋町議会どうなるでしょう。私はほかの町議会でも人口に比例して12名にしているところがあるという論議がありました。しかし、三股町では、私はその議員さんにお聞きしました。「本当に議論が少なくなった。長くなったというのではなく、非常に少なくなったというのは、やはり10人いれば10人の知恵が、20人いれば20人の知恵があるんですね」そういうふうにおっしゃいました。やはり少ない知恵であっても寄せていけば大きな力となっていく。そのことが私は議員の認識としてあるのではないかなというふうに思っております。だからこそ16名に減ったときも反対をいたしました。それをまた12名に減らすということは、住民の皆さんの声であっても私は断固反対をせざるを得ないと思って討論をいたしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番、岩崎議員。

○10番（岩崎 信也君） 10番。議案第42号に賛成の立場で討論いたします。

今回の議員定数削減を求める直接請求には理があると思います。確かに議員1人当たりの人口は児湯郡においては、幾らか本町は多い数字を示しています。しかし、議員1人当たりの面積は県内で一番少ない数値を示しています。同じくらいの人口の町と比較すると、先ほど言われましたが、三股町は人口2万4,840人で議員12人、国富町では人口2万869人で議員13人、宮崎市と合併した清武町は人口2万8,752人で議員13人でした。ともに法定議員数は本町と同じ26人です。議員定数の削減は時代の流れであり、財政が厳しいおり、議員も大変だろうけど、少なくとも今まで以上に頑張っ

主権在民という言葉があります。本町の主権者は、町長や三役でも、ましてや私たち議員でもなく町民の方であります。先の委員長報告にもありましたが、特別委員会では公民館あてにこの削減についてアンケートをお願いしました。56の公民館から回答があり、8つの公民館が反対で、32の公民館が賛成されました。これは民意です。皆さんから選んでいただいて、議員活動をしているパブリックサーバントの1人として、今回、町民の皆さんが直接請求されたことによる議案第42号に賛成いたします。（拍手）

○議長（後藤 隆夫） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） ほかに討論がありませんので、これで討論を終わります。

これから議案第42号を起立によって採決をいたします。本案に対する委員長の報告は否決であります。議案第42号高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正について可決することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立少数であります。したがって、議案第42号高鍋町議会議員の定数を定める条例の一部改正については否決することに決定をいたしました。

日程第2. 発議第6号

○議長（後藤 隆夫） 次に日程第2、発議第6号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。13番、中村末子議員。

○13番（中村 末子君） 13番、中村末子。発議第6号、平成22年8月26日、高鍋町議会議長後藤隆夫様。提出者は高鍋町会議員中村末子。賛成者は時任伸一、緒方直樹の2名議員です。

内容は議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてでございます。議会議員の定数及び報酬に関する条例の一部改正について提案をいたします。

まず、住民代表として提案説明理由に入る前に、今回の住民直接請求の流れを整理したいと思います。まず、住民代表として地区公民館連協長さんから、3月に議長に財政状況を考えたとき、夕張市みたいにならないか危惧しているなどの財政状況を心配され、議会でも論議をしてほしいとの要望がありました。議会では住民要求にこたえるべきとの議員全員の賛成で特別委員会が設置されました。18回の議論の中では、高鍋町の財政状況及び近隣町村、類似団体との比較検討をする資料も要求してまいりました。

ところが地区公民館連協長会の皆さんは、そのお話を聞き、議長へ陳情した本質は違うとのことで、新たに議会議員の定数削減要望が出されました。本来、陳情のみならず、請願については、その内容を変更する場合は議会議員の承認が必要であり、認められないとの見解が一致されました。

また、聞こえてきたのは、議会議員に対する不信感があらわにされました。委員会で議

論を重ねるごとに、住民からあの議員はあのようなことを言っていた、だからけしからんなどのお話を聞くにつけ、そのことを議題にし、秘密会といたしました。議員がみずからの意見を会議中に変更することはよくあることですが、今度の委員会では挙手したそのあとにその意見を変えるということもありました。一進一退の会議をどうやって終わりにするのか、本当に混乱した特別委員会となりました。

平成17年3月には住民の議員を削減してほしいとの声を聞き、20名から16名へと議会が率先して大幅に減少いたしました。このときは、第4次行財政改革の中で執行部が努力している最中でもございました。議会もこれにこたえるべきだとの議員の意見から出されたものです。そのとき常任委員会は4つから3つに減らされ、非常に細かく予算ごとの審査が困難となりました。また地方分権法が施行された一番大きな課題は、地方自治体の運営を執行部、議会がどのように住民こそ主人公の立場で運営できるのかゆだねられるものでした。確かに直接請求にありますように夕張市の財政赤字は国民に大きなショックを与えました。しかし夕張市は炭鉱があり、閉鎖に当たってはその労働者雇用のために箱物をつくることを国が支援し、必要な経費については後年度で負担することを約束しながら、国はその義務を果たさないばかりか、地方分権法という法の枠に地方自治体を閉じ込めました。このことは所得の低い住民を抱える地方自治体においては大きな格差が生じると、全国知事会、地方自治体市町議会議長会でも反対し、どうにか交付税についてはその格差は少なくなったものの、格差是正のための措置は辛うじて維持されたままです。

また、25日には地方自治法74条3項で意見をつけて執行部から提案がなされました。4名減、12名とすることには、25日の委員長報告にはありませんでしたが、ほとんどの議員がこれ以上の定数削減には同意できないとの考え方が示されました。

ただし、25日以降の特別委員会では、報告のとおり賛成少数、否決との結果でした。高鍋町は従来町政座談会が連協ごとに行われ、町財政の説明を初め、住民要求を細かく聞く態度がありましたが、残念ながら現在の町長になってから、毎年は開かれておりません。そのことが住民に財政不安を引き起こしたとも考えられます。

また、25日の傍聴者の中から帰り際に「たった15分で40万円ももらう議員は必要ない」と現在の議員報酬についても周知されていないということは、私たちはもっと議員、議会を知っていただく機会をつくるべきであったと反省はしております。

本日傍聴されている皆さんへお願いです。議会のときは本会議、常任委員会、特別委員会とも傍聴はできます。たくさん来られましたら場所的に考えないといけませんけれども、ぜひ、たくさんの方をおいでください。議員提案の要旨も説明せず、お願いとは本末転倒とは思いますがよろしく願いいたします。

さて、本題ですが、今回中村末子を提出者として、賛成者、緒方議員、時任議員で現在の高鍋町議会には必要な人数として16名と考えています。しかし、財政を考えていただきたいとの住民の願いを真摯に受け止め、5%の議員報酬削減を提案いたします。

またこの条例の一部改正は9月1日からとして、現職、11月に行われる町議会議員選

挙で選ばれる議員各位にも御協力をお願いしたいと提案をしたいと思います。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。10番、岩崎信也議員。

○10番（岩崎 信也君） 10番。5%の根拠を教えてください。

○議長（後藤 隆夫） 中村議員。

○13番（中村 末子君） はい、これは議会構成及び議会議員報酬等調査特別委員会の16回目の中で論議をした内容でございます。この中で5%削減というのは5名いらっしゃいました。そしてそれ以外の方でも、例えば15名削減して現行どおりの報酬でいいのではないかという意見もありました。そしてまた16名で現在のままでいいのではないかという意見もございました。そして4名分の25%削減したほうがいいのではないかという議論もありました。そのときから私は意見を変えず、意見を変えていない人たちで今度の議案提案を行った次第です。5%というのはそのときに議論にありましたけれども、岩崎信也議員も当然その中にいらっしゃいましたので、5%の根拠は十分承知おきだと思えますのでそのことを思い起こしていただければと思っております。

○議長（後藤 隆夫） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第6号を起立によって採決をいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立少数であります。したがって、発議第6号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については否決することに決定をいたしました。

日程第3. 発議第7号

○議長（後藤 隆夫） 次に、日程第3、発議第7号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。7番、柏木忠典議員。

○7番（柏木 忠典君） 7番。発議第7号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出をいたします。提出者として柏木忠典。賛同者として黒木正建。

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。

議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中の30万3,000円を22万7,250円に、22万7,000円を17万250円に、21万6,000円を16万2,000円に、21万円を15万7,500円に定める。附則としてこの条例は平成22年の9月1日から施行する。

こういうふうに提案したいと思います。要旨としまして、住民代表からの直接の請求があつてこの議員報酬の問題であります。で、内容的には財政健全化を目的に議員定数削減の16から12名にとということでありますけれども、これに対しまして、議員の定数というのは住民の意思を地方行政に反映させるために地方自治の根幹を成す大変重要な問題であるというふうに私は認識をしております。そういう中で12名にとということありますけれども、私は16名という定数は変えることはできないと思っております。

そういうことで住民の皆さんの直接請求の重みを真摯に受け止めながら、直接請求の4名分、削減を4名してくださいということですので、その報酬減額25%を提示するものであります。

以上、慎重に審議をお願いしたいと、そういうふうに思います。

○議長（後藤 隆夫） 以上で説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 隆夫） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第7号を起立によって採決をいたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 隆夫） 起立少数であります。したがって、発議第7号議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正については否決することに決定をいたしました。（傍聴席で発言する者あり）

○議長（後藤 隆夫） 以上で、本日の日程はすべて終了をいたしました。

これで会議を閉じます。

平成22年第4回高鍋町議会臨時会を閉会をいたします。

午前10時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員